

議題 3 会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について

○地方年金記録訂正審議会規則（平成27年4月10日厚生労働省令第83号）－抄－

（会長）

第5条 （第1項～第2項）（略）

- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

（部会）

第6条 （第1項）（略）

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 （略）